

(5) 標準報酬総額 ー厚生年金・私学共済で増加ー

被用者年金の平成17年度の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）は、厚生年金148兆7,083億円、国共済7兆654億円、地共済22兆2,616億円、私学共済2兆6,495億円であった（図表2-2-13）。

標準報酬総額の推移をみると、厚生年金は、平成16年度に引き続き17年度も増加しており、総報酬ベースで1.3%の増であった。また、私学共済も平成17年度に総報酬ベースで0.9%増となっている。私学共済は、被保険者数の増加を背景に、一貫して増加傾向が続いている。平成14年度の高い伸びは、被保険者の適用拡大が影響しているものと考えられる。一方、国共済及び地共済は、近年減少傾向にあり、平成17年度には総報酬ベースでそれぞれ0.1%減、1.5%減となっている。平成12年度に、標準報酬月額ベースで地共済が減少するとともに国共済が他年度に比べ大きく増加しているが、これには、地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことが影響している。

図表2-2-13 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	旧三共済	旧農林年金	新法基礎年金と 旧法国民年金				
平成7	1,215,248	23,136	16,873	50,431	168,207	16,431	1,490,326
8	1,235,867	23,431	16,986	51,314	171,635	16,745	1,515,977
9	1,281,285		16,898	51,893	174,521	17,004	1,541,603
10	1,272,631		16,787	52,368	176,293	17,279	1,535,358
11	1,247,826		16,714	52,854	177,712	17,500	1,512,606
12	1,240,660		16,598	54,319	176,426	17,777	1,505,781
13	1,231,930		16,410	54,583	176,435	18,016	1,497,374
14	1,233,692			54,065	175,486	19,005	1,482,247
15	1,458,725			71,088	228,236	26,076	1,784,125
16	1,468,506			70,717	225,979	26,263	1,791,464
17	1,487,083			70,654	222,616	26,495	1,806,849
	1,242,451			52,733	167,237	19,845	1,482,266
対前年度増減率(%)							
8	1.7	1.3	0.7	1.8	2.0	1.9	1.7
9	3.7	1.7	△0.5	1.1	1.7	1.5	1.7
10	△0.7		△0.7	0.9	1.0	1.6	△0.4
11	△1.9		△0.4	0.9	0.8	1.3	△1.5
12	△0.6		△0.7	2.8	△0.7	1.6	△0.5
13	△0.7		△1.1	0.5	0.0	1.3	△0.6
14	0.1	△1.2		△1.0	△0.5	5.5	△1.0
15							
16	△1.2			△2.2	△2.2	1.4	△1.3
17	0.7			△0.5	△1.0	0.7	0.4
	0.6			△0.5	△1.5	1.5	△0.3
	1.3			△0.1	△1.5	0.9	0.9
	1.3			0.3	△1.1	1.4	1.0

注1 年度間累計の額である。
 注2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値である。
 注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。
 注4 厚生年金の対前年度増減率の〈〉内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。
 注5 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 ー各制度とも増加が続くー

平成17年度末の受給権者数は、厚生年金2,511万人、国共済98万人、地共済229万人、私学共済28万人、国民年金2,439万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,287万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

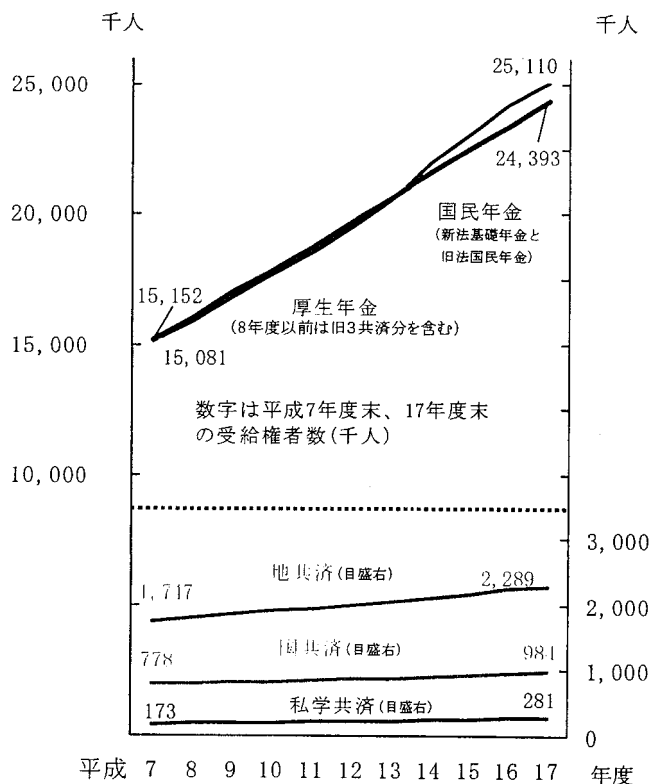
年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金	新法基礎年金と 旧法国民年金				
平成7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7			3.1	3.0	5.0	3.9
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。
 注2 厚生年金の対前年度増減率の〈〉内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者の推移をみると（図表 2-3-1、2-3-2）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は平成8年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が概ね4～6%程度であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低く、概ね1～3%程度となっている。

平成17年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、厚生年金と私学共済がともに3.6%増、国共済が2.3%増、地共済が2.2%増となっており、16年度までに比べ伸び率が鈍化している。この伸び率鈍化の要因としては、厚生年金、国共済、私学共済では、主として新規裁定者数の減少が挙げられるほか失権者数の増加も影響しているものと考えられる。一方、地共済では、失権者数の増加が主な要因と考えられる。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は4.1%増となっている。

図表 2-3-2 受給権者の推移



(受給者数)

年金が全額支給停止[※]されている者を除いた受給者数は、図表 2-3-3 のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表 2-3-3 受給者数の年次推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金	千人				
平成7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778	-	282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503	-	294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233	-	305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074	-	319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005	-	335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315	-	-	879	2,029	221.8	21,222
15	21,369	-	-	906	2,088	234.5	22,111
16	22,334	-	-	933	2,152	247.3	22,997
17	23,156	-	-	956	2,206	259.2	23,954
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2	-	4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6	-	4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4	-	3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9	-	4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2	-	5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》	-	2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2	-	-	3.0	2.9	5.7	4.2
16	4.5	-	-	3.1	3.1	5.5	4.0
17	3.7	-	-	2.4	2.5	4.8	4.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。
 注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(2) 年金種別別にみた状況

ア 平成17年度末の状況

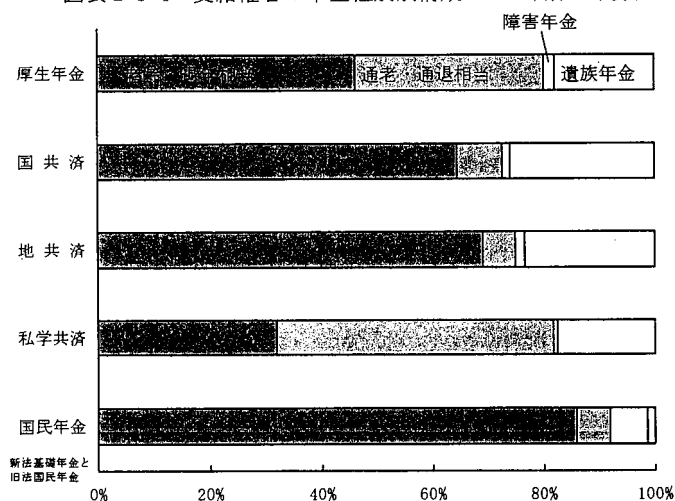
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当^注」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当^注」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

図表 2-3-4 受給権者の年金種別別構成 -平成17年度末



(私学共済は通老・通退相当が、他制度は老齢・退年相当が最も多い)

受給権者の年金種別別構成割合をみると（図表 2-3-4、図表 2-3-5）、制度によって特徴が見られる。

厚生年金では、老齢・退年相当が5割弱と最も多く、次いで通老・通退相当が3割強という構成である。これに対し、国共済、地共済では、老齢・退年相当が

それぞれ6割強、7割と多く、通老・通退相当は少ない。一方、私学共済では、通老・通退相当が5割と最も多く、老齢・退年相当は3割と少なくなっている。また、国民年金では、老齢・退年相当が9割弱を占めている。

この傾向は、受給者数でも大きな違いはない（図表 2-3-5）。

図表 2-3-5 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 -平成17年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
	千人	千人	千人	千人	千人	
受給権者数						
計	25,110	984	2,289	280.8	24,393	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	11,523	633	1,578	89.3	20,929
	通老・通退相当	8,591	80	135	140.0	1,474
障害年金	487	14	38	2.1	1,655	
遺族年金	4,509	257	538	49.4	335	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	45.9	64.3	68.9	31.8	85.8
	通老・通退相当	34.2	8.1	5.9	49.9	6.0
障害年金	1.9	1.4	1.7	0.7	6.8	
遺族年金	18.0	26.1	23.5	17.6	1.4	
受給者数						
計	23,156	956	2,206	259.2	23,954	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	10,852	618	1,540	76.4	20,832
	通老・通退相当	7,805	78	130	131.8	1,470
障害年金	355	10	23	1.8	1,518	
遺族年金	4,145	250	513	49.2	134	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	46.9	64.6	69.8	29.5	87.0
	通老・通退相当	33.7	8.2	5.9	50.8	6.1
障害年金	1.5	1.0	1.0	0.7	6.3	
遺族年金	17.9	26.2	23.2	19.0	0.6	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(国民年金は遺族年金が少ない)

国民年金では、他制度と異なり、遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は1.4%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも17.6%（厚生年金は18.0%）ある。これは、国民年金の遺族基礎年金^注は基本的には18歳未満の子^注又は18歳未満の子を有する妻にしか支給

されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

(国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)

また、国共済と地共済にあつては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ8.1%、5.9%でしかなく、他の被用者年金が30%以上(厚生年金34.2%、私学共済49.9%)であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済420ヶ月、地共済415ヶ月であり、厚生年金380ヶ月、私学共済378ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当31.8%に対し通老・通退相当が49.9%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、特徴的である(厚生年金は老齢・退年相当45.9%に対し通老・通退相当34.2%である。)

イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると(図表2-3-6)、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は、各制度ともいずれの年金種別でも増加を続けている。

(老齢・退年相当 一国民年金で大幅な増加一)

老齢・退年相当について平成17年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では厚生年金が3.2%増、国共済が0.6%増、地共済が1.7%増、私学共済が3.9%増となっており、いずれも16年度までに比べ伸びが鈍化している。(図表2-3-6)また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者(老齢基礎年金受給権者を含む)は5.1%増と引き続き大幅に増加した。

国共済と地共済の老齢・退年相当は、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、両制度が恩給公務員期間等を通算しているため、既に多くの受給権者が発生

し、相対的に成熟の程度が高いからである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が、国・地方公共団体等が事業主として負担する追加費用から、保険料にシフトしていくことに留意が必要である。

(通老・通退相当 一国共済で大幅な増加一)

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が大きくなっている。平成17年度の対前年度増加率は、厚生年金が4.4%増、国共済が14.3%増、地共済が4.3%増と、ともに老齢・退年相当より高くなっている。特に国共済では、平成12年度以降二桁の伸びが続いており、増加傾向が顕著である。一方、私学共済は、老齢・退年相当3.9%増に対し、通老・通退相当3.4%増となっている。なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

(障害年金)

障害年金も各制度で増加を続けている。障害年金の増加率は、国民年金以外では遺族年金に比べて低い傾向であったが、地共済では平成15年度に逆転し、遺族年金より高い状態が続いている。また、私学共済でも平成15年度、16年度は遺族年金より高い伸びであった。

(遺族年金)

遺族年金は、国民年金以外の制度で増加を続けており、平成17年度の対前年度増加率をみると、厚生年金3.3%増、国共済3.1%増、地共済3.2%増、私学共済3.7%増となっている。

(年金種別別構成割合)

受給権者数の年金種別別構成割合の推移をみると(図表2-3-7)、私学共済と国民年金で老齢・退年相当の割合が増えているのに対し、厚生年金では通老・通退相当が、国共済と地共済では通老・通退相当及び遺族年金の割合が増えている。これらの動向には、各制度の成熟の度合い等が反映されているものと考えられる。

図表 2-3-6 年金種別別にみた受給権者数の推移

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当地	遺老・退年相当地				老齢・退年相当地	遺老・退年相当地		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	15,081	7,051	4,606	378	3,047	778	565	25	11	176
8	15,871	7,386	4,923	366	3,177	794	570	28	11	184
9	16,813	7,822	5,299	393	3,299	819	576	30	11	192
10	17,679	8,217	5,625	404	3,433	823	579	32	11	200
11	18,571	8,580	5,975	415	3,601	835	580	35	12	208
12	19,529	9,014	6,352	425	3,737	862	592	39	12	218
13	20,559	9,486	6,764	436	3,873	883	601	43	13	226
14	21,980	10,145	7,299	452	4,084	906	610	49	13	234
15	23,148	10,690	7,770	463	4,225	933	620	58	13	241
16	24,233	11,167	8,225	476	4,365	962	629	70	14	249
17	25,110	11,523	8,591	487	4,509	984	633	80	14	257
対前年度増減率(%)										
8	5.2	4.7	6.9	2.1	4.3	2.0	0.9	9.2	2.2	4.6
9	5.9	5.9	7.6	2.0	3.8	2.1	1.1	8.1	2.5	4.3
10	5.2	5.0	6.1	2.7	4.1	1.6	0.5	7.6	1.8	4.1
11	5.0	4.4	6.2	2.8	4.9	1.5	0.2	7.9	1.7	4.0
12	5.2	5.1	6.3	2.4	3.8	3.1	2.1	10.9	4.5	4.8
13	5.3	5.2	6.5	2.5	3.6	2.5	1.5	12.7	3.3	3.5
14	6.9	6.9	7.9	3.8	5.4	2.6	1.5	13.8	3.5	3.5
15	5.3	5.4	6.5	2.4	3.5	2.9	1.6	18.0	3.3	3.3
16	4.7	4.5	5.9	2.8	3.3	3.1	1.5	19.7	3.1	3.2
17	3.6	3.2	4.4	2.3	3.3	2.3	0.6	14.3	2.9	3.1
地共済										
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当地	遺老・退年相当地				老齢・退年相当地	遺老・退年相当地		
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	1,747	1,266	88	28	364	173.5	49.0	92.7	1.4	30.3
8	1,793	1,290	92	29	382	184.6	53.6	97.4	1.5	32.2
9	1,848	1,322	95	30	401	193.5	56.8	101.0	1.5	34.1
10	1,898	1,349	98	30	420	202.5	60.2	105.0	1.6	35.8
11	1,942	1,372	101	31	438	212.7	63.5	109.3	1.6	38.1
12	1,984	1,394	104	32	454	223.8	67.8	114.1	1.7	40.1
13	2,049	1,434	112	32	470	235.3	72.3	119.2	1.8	42.0
14	2,109	1,471	117	34	488	245.9	76.5	123.6	1.8	43.9
15	2,174	1,511	123	35	505	258.2	81.3	129.2	1.9	45.7
16	2,240	1,552	129	37	522	271.0	86.0	135.4	2.0	47.6
17	2,289	1,578	135	38	538	280.8	89.3	140.0	2.1	49.4
対前年度増減率(%)										
8	2.6	1.9	4.0	2.3	5.0	6.4	9.3	5.0	4.3	6.1
9	3.1	2.5	3.7	2.2	4.9	4.8	6.0	3.7	2.5	6.1
10	2.7	2.0	3.2	2.3	4.7	4.7	5.9	3.9	3.3	4.8
11	2.3	1.7	2.6	2.1	4.3	5.0	5.6	4.2	4.0	6.6
12	2.2	1.6	3.5	1.8	3.6	5.2	6.7	4.4	3.8	5.2
13	3.2	2.8	7.3	2.9	3.6	5.1	6.6	4.4	2.5	4.8
14	3.0	2.6	4.5	3.6	3.7	4.5	5.9	3.7	3.5	4.5
15	3.1	2.7	4.9	4.5	3.6	5.0	6.3	4.5	4.9	4.1
16	3.0	2.7	5.5	4.3	3.3	5.0	5.7	4.8	5.4	4.0
17	2.2	1.7	4.3	4.2	3.2	3.6	5.9	3.4	3.3	3.7
国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金										
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・退年相当地	遺老・退年相当地							
	千人	千人	千人	千人						
7	15,152	11,400	2,109	1,309	334					
8	16,010	12,276	2,063	1,358	332					
9	16,987	13,276	2,011	1,370	331					
10	17,871	14,186	1,952	1,402	331					
11	18,795	15,090	1,890	1,437	377					
12	19,737	16,061	1,829	1,473	373					
13	20,699	17,030	1,764	1,508	367					
14	21,653	18,053	1,697	1,543	360					
15	22,544	18,985	1,625	1,580	353					
16	23,431	19,915	1,552	1,619	345					
17	24,393	20,929	1,474	1,655	335					
対前年度増減率(%)										
8	5.7	7.7	△ 2.2	2.3	△ 0.5					
9	5.1	8.1	△ 2.6	2.3	△ 0.2					
10	5.2	6.9	△ 2.9	2.3	0.1					
11	5.2	6.4	△ 3.2	2.6	13.7					
12	5.0	6.4	△ 3.2	2.5	△ 0.9					
13	4.7	6.0	△ 3.5	2.3	△ 1.7					
14	4.8	6.0	△ 3.8	2.3	△ 2.1					
15	4.1	5.2	△ 4.2	2.4	△ 1.9					
16	3.9	4.9	△ 4.5	2.5	△ 2.2					
17	4.1	5.1	△ 5.0	2.2	△ 2.9					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧厚生年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。
注2 国共済の計には、船員給与及び公務員共済給付が含まれている。

図表 2-3-7 受給権者数の年金種別別構成割合の推移

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当地	遺老・退年相当地				老齢・退年相当地	遺老・退年相当地		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	46.8	30.5	2.5	20.2	100.0	72.6	3.3	1.4	22.7
8	100.0	46.5	31.0	2.4	20.0	100.0	71.8	3.5	1.4	23.2
9	100.0	46.5	31.5	2.3	19.6	100.0	71.1	3.7	1.4	23.7
10	100.0	46.5	31.8	2.3	19.4	100.0	70.3	3.9	1.4	24.3
11	100.0	46.2	32.2	2.2	19.4	100.0	69.5	4.2	1.4	24.9
12	100.0	46.2	32.5	2.2	19.1	100.0	68.8	4.5	1.4	25.3
13	100.0	46.1	32.9	2.1	18.8	100.0	68.1	4.9	1.4	25.6
14	100.0	46.2	33.2	2.1	18.6	100.0	67.3	5.5	1.4	25.8
15	100.0	46.2	33.5	2.0	18.3	100.0	66.4	6.3	1.4	25.9
16	100.0	46.1	33.9	2.0	18.0	100.0	65.4	7.3	1.4	25.9
17	100.0	45.9	34.2	1.9	18.0	100.0	64.3	8.1	1.4	26.1
対前年度増減率										
8		△ 0.2	0.5	△ 0.1	△ 0.2		△ 0.8	0.2	0.0	0.6
9		△ 0.0	0.5	△ 0.1	△ 0.4		△ 0.7	0.2	0.0	0.5
10		△ 0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.2		△ 0.8	0.2	0.0	0.6
11		△ 0.3	0.4	△ 0.0	△ 0.0		△ 0.9	0.2	0.0	0.6
12		△ 0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.7	0.3	0.0	0.4
13		△ 0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.7	0.4	0.0	0.2
14		0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.8	0.5	0.0	0.2
15		0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.9	0.8	0.0	0.1
16		△ 0.1	0.4	△ 0.0	△ 0.2		△ 1.0	1.0	0.0	0.0
17		△ 0.2	0.3	△ 0.0	△ 0.1		△ 1.1	0.9	0.0	0.2
地共済										
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当地	遺老・退年相当地				老齢・退年相当地	遺老・退年相当地		
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	72.5	5.1	1.6	20.8	100.0	28.3	53.4	0.8	17.5
8	100.0	71.9	5.1	1.6	21.3	100.0	29.0	52.7	0.8	17.4
9	100.0	71.5	5.1	1.6	21.7	100.0	29.4	52.2	0.8	17.6
10	100.0	71.1	5.2	1.6	22.1	100.0	29.7	51.8	0.8	17.7
11	100.0	70.7	5.2	1.6	22.6	100.0	29.9	51.4	0.8	17.9
12	100.0	70.3	5.3	1.6	22.9	100.0	30.3	51.0	0.8	17.9
13	100.0	70.0	5.5	1.6	23.0	100.0	30.7	50.7	0.7	17.9
14	100.0	69.7	5.5	1.6	23.1	100.0	31.1	50.3	0.7	17.9
15	100.0	69.5	5.6	1.6	23.2	100.0	31.5	50.1	0.7	17.7
16	100.0	69.3	5.8	1.6	23.3	100.0	31.7	50.0	0.7	17.6
17	100.0	68.9	5.9	1.7	23.5	100.0	31.8	49.9	0.7	17.6
対前年度増減率										
8		△ 0.5	0.1	△ 0.0	0.5		0.8	△ 0.7	△ 0.0	△ 0.1
9		△ 0.4	0.0	△ 0.0	0.4		0.3	△ 0.5	△ 0.0	0.2
10		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.4		0.4	△ 0.4	△ 0.0	0.0
11		△ 0.4	0.0	△ 0.0	0.4		0.2	△ 0.4	△ 0.0	0.3
12		△ 0.4	0.1	△ 0.0	0.3		0.4	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0
13		△ 0.3	0.2	△ 0.0	0.1		0.4	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.1
14		△ 0.3	0.1	0.0	0.2		0.4	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0
15		△ 0.2	0.1	0.0	0.1		0.4	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.2
16		△ 0.2	0.1	0.0	0.1		0.2	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.2
17		△ 0.4	0.1	0.0	0.2		0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.0
国民年金										

(3) 年金総額

ア 平成17年度末の状況

平成17年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金25兆3,435億円、国共済1兆7,621億円、地共済4兆5,471億円、私学共済2,803億円、国民年金15兆3,501億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（図表2-3-8）。国民年金の15兆3,501億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる1階部分）は含まれない。公的年金制度全体で47兆2,831億円である。

図表2-3-8 年金種別別にみた年金総額 -平成17年度末-

区分	被用者年金制度計				国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金		公的年金 制度全体	
	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	公的年金		
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	253,435	17,621	45,471	2,803	319,330	153,501	472,831	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	181,326	13,433	36,052	1,849	232,660	133,014	365,673
	通老・通退相当	23,071	282	705	565	24,624	3,216	27,840
障害年金	4,297	187	566	24	5,074	14,788	19,862	
遺族年金	44,740	3,712	8,149	366	56,966	2,483	59,449	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	71.5	76.2	79.3	65.9	72.9	86.7	77.3
	通老・通退相当	9.1	1.6	1.6	20.2	7.7	2.1	5.9
障害年金	1.7	1.1	1.2	0.8	1.6	9.6	4.2	
遺族年金	17.7	21.1	17.9	13.0	17.8	1.6	12.6	
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	240,934	17,186	44,271	2,491	304,881	150,681	455,562	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	173,256	13,134	35,362	1,578	223,331	132,523	355,853
	通老・通退相当	21,506	272	681	527	22,986	3,207	26,193
障害年金	3,017	128	363	20	3,528	13,627	17,155	
遺族年金	43,155	3,645	7,865	365	55,030	1,324	56,354	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	71.9	76.4	79.9	63.4	73.3	87.9	78.1
	通老・通退相当	8.9	1.6	1.5	21.2	7.5	2.1	5.7
障害年金	1.3	0.7	0.8	0.8	1.2	9.0	3.8	
遺族年金	17.9	21.2	17.8	14.7	18.0	0.9	12.4	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

これを全額支給停止されている年金を外した受給者ベースで見ると45兆5,562億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、

停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給権者ベースのものとする。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が70～80%台を占める。ただし私学共済は65.9%と他制度に比べて小さく、代わりに通老・通退相当が20.2%と他制度に比べて大きくなっている。また、被用者年金にあつては、概ね、遺族年金が17～21%（私学共済のみ13.0%）、障害年金は2%未満であるのに対し、国民年金は遺族年金が1.6%と小さく、障害年金は9.6%となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースでも特に変わりはない。

イ 推移

年金総額の推移をみると（図表2-3-9）、国共済で平成16年度に減少となったものの、総じて増加傾向が続いている。平成17年度は、厚生年金が1.7%増、国共済が0.2%増、地共済が1.0%増、私学共済が2.7%増であった。

また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の年金総額は、平成17年度で、対前年度5.2%増であった。

(老齢・退年相当)

老齢・退年相当についてみると、平成17年度の対前年度増減率は、厚生年金1.5%増、国共済0.6%減、地共済0.5%増、私学共済2.9%増、国民年金6.0%増となっている。

(遺族年金)

遺族年金の年金総額は平成17年度の対前年度増減率で見ると、厚生年金3.5%増、国共済3.0%増、地共済3.7%増、私学共済4.3%増となっている。平成8年度以降で見ると、被用者年金では、遺族年金が老齢・退年相当よりも総じて高い率で増加している。

(年金種別別構成割合)

受給権者の年金総額の年金種別別構成割合の推移をみると（図表2-3-10）、厚生年金、国共済、地共済については、総じて、老齢・退年相当の割合が減る一方で遺族年金の割合が増えているのに対し、私学共済と国民年金では老齢・退年相当の割合が増えている。

図表 2-3-9 年金種別別にみた年金総額の推移 ー受給権者ベースー

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当	遺老・退通相当				老齢・退年相当	遺老・退通相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	134,094	16,411	3,899	29,033	16,845	13,979	183	183	2,490
8	189,722	138,338	17,056	3,904	30,423	16,935	13,935	193	181	2,615
9	197,855	144,158	17,835	3,910	31,782	17,013	13,898	200	180	2,736
10	207,945	151,383	18,775	4,001	33,784	17,290	13,985	210	181	2,906
11	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	17,331	13,880	217	180	3,045
12	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	17,557	13,947	226	183	3,193
13	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	17,534	13,803	234	184	3,305
14	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724	17,656	13,794	245	185	3,424
15	246,729	178,098	22,536	4,223	41,872	17,690	13,732	258	186	3,507
16	249,103	178,722	22,886	4,263	43,231	17,588	13,520	270	186	3,605
17	253,435	181,326	23,071	4,297	44,740	17,621	13,433	282	187	3,712
対前年度増減率(%)										
8	3.4	3.2	3.9	0.1	4.8	0.5	△0.3	5.7	△0.9	5.0
9	4.2	4.2	4.6	0.1	4.4	0.5	△0.3	5.6	△0.6	4.6
10	5.2	5.0	5.3	2.3	6.4	1.6	0.7	4.8	0.5	6.2
11	3.9	3.5	4.3	1.6	5.6	0.2	△0.7	3.3	△0.7	4.8
12	3.4	3.2	3.6	0.8	4.1	1.3	0.5	4.1	1.7	4.8
13	2.2	1.7	3.0	0.8	3.9	△0.1	△1.0	3.6	0.7	3.5
14	5.1	5.0	5.1	2.3	5.5	0.7	△0.1	4.7	0.8	3.6
15	2.9	3.0	2.6	△0.0	2.8	0.2	△0.5	5.4	0.3	2.4
16	1.0	0.4	1.6	1.0	3.2	△0.6	△1.5	4.7	0.1	2.8
17	1.7	1.5	0.8	0.8	3.5	0.2	△0.6	4.5	0.5	3.0
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当	遺老・退通相当				老齢・退年相当	遺老・退通相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	40,053	33,686	654	534	5,180	1,922	1,193	496	19	214
8	40,437	33,769	659	531	5,479	2,043	1,286	511	20	227
9	41,059	34,088	662	528	5,780	2,117	1,340	516	19	241
10	42,287	34,889	674	534	6,190	2,232	1,423	531	20	258
11	42,901	35,165	675	536	6,526	2,327	1,489	540	21	278
12	43,257	35,244	680	532	6,802	2,432	1,569	548	21	294
13	43,789	35,463	702	535	7,089	2,497	1,615	551	21	309
14	44,435	35,810	707	541	7,377	2,587	1,685	555	22	324
15	44,892	36,031	708	546	7,607	2,675	1,758	559	22	337
16	45,086	36,686	704	555	7,861	2,729	1,796	560	23	351
17	45,471	36,952	705	566	8,149	2,803	1,849	565	24	366
対前年度増減率(%)										
8	1.0	0.2	0.8	△0.5	5.8	6.3	7.8	2.8	2.5	6.0
9	1.5	0.9	0.5	△0.5	5.5	3.6	4.2	1.0	△2.0	6.4
10	3.0	2.3	1.8	1.2	7.1	5.4	6.2	2.9	4.0	6.8
11	1.5	0.8	0.1	△2.2	5.4	4.3	4.7	1.7	2.2	7.6
12	0.8	0.2	0.7	△0.6	4.2	4.5	5.4	1.6	2.8	5.8
13	1.2	0.6	3.3	0.5	4.2	2.7	3.0	0.5	0.6	5.3
14	1.5	1.0	0.8	1.1	4.1	3.6	4.3	0.8	1.9	4.8
15	1.0	0.6	0.1	1.0	3.1	3.4	4.3	0.6	2.9	3.8
16	0.3	△0.4	△0.6	1.7	3.3	2.0	2.2	0.2	3.0	4.2
17	1.0	0.5	0.2	1.9	3.7	2.7	2.9	1.0	2.7	4.3
年度末	国民年金 新設基礎年金と旧設国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・退年相当	遺老・退通相当							
平成	億円	億円	億円	億円	億円					
7	79,731	61,091	4,361	11,866	2,413					
8	86,324	67,546	4,281	12,097	2,399					
9	93,757	74,846	4,185	12,344	2,391					
10	102,532	83,123	4,151	12,821	2,437					
11	110,700	90,629	4,059	13,216	2,796					
12	118,360	98,136	3,945	13,505	2,775					
13	125,830	105,494	3,821	13,782	2,733					
14	133,598	113,159	3,692	14,064	2,683					
15	139,433	119,062	3,522	14,236	2,613					
16	145,923	125,497	3,368	14,507	2,551					
17	153,501	133,014	3,216	14,788	2,483					
対前年度増減率(%)										
8	8.3	10.6	△1.8	1.9	△0.6					
9	8.6	10.8	△2.2	2.0	△0.3					
10	9.3	11.1	△0.8	3.9	1.9					
11	8.0	9.0	△2.2	3.1	14.7					
12	6.9	8.3	△2.8	2.2	△0.8					
13	6.3	7.5	△3.1	2.1	△1.5					
14	6.2	7.3	△3.4	2.0	△1.8					
15	4.4	5.2	△4.6	1.2	△2.6					
16	4.7	5.4	△4.3	1.9	△2.4					
17	5.2	6.0	△4.5	1.9	△2.7					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。
注2 国共済の「計」には、給付終了及び公務災害給付が含まれている。

図表 2-3-10 年金総額の年金種別別構成割合の推移 ー受給権者ベースー

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当	遺老・退通相当							
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
7	100.0	73.1	8.9	2.1	15.8	100.0	83.0	1.1	1.1	14.8
8	100.0	72.9	9.0	2.1	16.0	100.0	82.3	1.1	1.1	15.4
9	100.0	72.9	9.0	2.0	16.1	100.0	81.6	1.2	1.1	16.1
10	100.0	72.8	9.0	1.9	16.2	100.0	80.9	1.2	1.0	16.8
11	100.0	72.5	9.1	1.9	16.5	100.0	80.1	1.3	1.0	17.6
12	100.0	72.5	9.1	1.8	16.6	100.0	79.4	1.3	1.0	18.2
13	100.0	72.1	9.2	1.8	16.9	100.0	78.7	1.3	1.0	18.9
14	100.0	72.1	9.2	1.8	17.0	100.0	78.1	1.4	1.0	19.4
15	100.0	72.2	9.1	1.7	17.0	100.0	77.6	1.5	1.1	19.8
16	100.0	71.7	9.2	1.7	17.4	100.0	76.9	1.5	1.1	20.5
17	100.0	71.5	9.1	1.7	17.7	100.0	76.2	1.6	1.1	21.1
対前年度増減										
8		△0.2	0.0	△0.1	0.2		△0.7	0.1	△0.0	0.7
9		0.0	0.0	△0.1	0.0		△0.7	0.0	△0.0	0.6
10		△0.1	0.0	△0.1	0.2		△0.7	0.0	△0.0	0.7
11		△0.3	0.0	△0.0	0.3		△0.8	0.0	△0.0	0.8
12		△0.1	0.0	△0.0	0.1		△0.6	0.0	0.0	0.6
13		△0.3	0.1	△0.0	0.3		△0.7	0.0	0.0	0.7
14		△0.0	0.0	△0.0	0.1		△0.6	0.1	0.0	0.5
15		0.1	△0.0	△0.1	△0.0		△0.5	0.1	0.0	0.4
16		△0.4	0.1	△0.0	0.4		△0.8	0.1	0.0	0.7
17		△0.2	△0.1	△0.0	0.3		△0.6	0.1	0.0	0.6
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当	遺老・退通相当							
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
7	100.0	84.1	1.6	1.3	12.9	100.0	62.0	25.8	1.0	11.1
8	100.0	83.5	1.6	1.3	13.5	100.0	62.9	25.0	1.0	11.1
9	100.0	83.0	1.6	1.3	14.1	100.0	63.3	24.4	0.9	11.4
10	100.0	82.5	1.6	1.3	14.6	100.0	63.7	23.8	0.9	11.6
11	100.0	82.0	1.6	1.2	15.2	100.0	64.0	23.2	0.9	11.9
12	100.0	81.5	1.6	1.2	15.7	100.0	64.5	22.5	0.9	12.1
13	100.0	81.0	1.6	1.2	16.2	100.0	64.7	22.1	0.9	12.4
14	100.0	80.6	1.6	1.2	16.6	100.0	65.2	21.5	0.8	12.6
15	100.0	80.3	1.6	1.2	16.9	100.0	65.7	20.9	0.8	12.5
16	100.0	79.7	1.6	1.2	17.5	100.0	65.8	20.5	0.8	12.9
17	100.0	79.3	1.6	1.2	17.9	100.0	65.9	20.2	0.8	13.0
対前年度増減										
8		△0.6	△0.0	△0.0	0.6		0.9	△0.8	△0.0	△0.0
9		△0.5	△0.0	△0.0	0.5		0.4	△0.6	△0.1	0.3
10		△0.5	△0.0	△0.0	0.6		0.4	△0.6	△0.0	0.2
11		△0.5	△0.0	△0.0	0.6		0.2	△0.6	△0.0	0.4
12		△0.5	△0.0	△0.0	0.5		0.5	△0.7	△0.0	0.1
13		△0.5	0.0	△0.0	0.5		0.2	△0.5	△0.0	0.3
14		△0.4	△0.0	△0.0	0.4		0.5	△0.6	△0.0	0.1
15		△0.3	△0.0	△0.0	0.3		0.5	△0.6	△0.0	0.0
16		△0.5	△0.0	△0.0	0.5		0.1	△0.4	0.0	

(4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当について、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成17年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,152万人、国民年金2,093万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）、共済年金は国共済63万人、地共済158万人、私学共済9万人であった（図表2-3-11）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.3%、次いで地共済32.0%、厚生年金31.3%、国共済16.3%の順となっている。国民年金は57.5%である。

平均年齢は、被用者年金は各制度とも70～72歳程度である。一方、国民年金は73.5歳と、被用者年金に比べて若干高い。

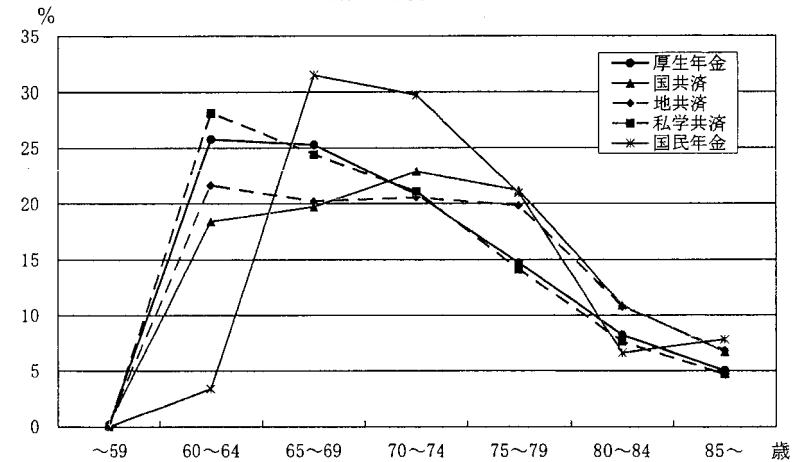
なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数24,340千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

図表2-3-11 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 -平成17年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		公的年金 制度全体
					新法基礎年金と 旧法国民年金	千人	
受給権者数 計	千人 11,523	千人 633	千人 1,578	千人 89.3	千人 20,929	千人 24,340	
男性	7,918	530	1,073	54.2	8,888	老齢基礎 年金等受 給権者数	
女性	3,605	103	505	35.1	12,040		
女性割合(%)	31.3	16.3	32.0	39.3	57.5		
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳		
計	70.9	72.4	72.0	70.2	73.5		
男性	70.6	72.3	71.9	69.6	72.4		
女性	71.7	73.1	72.2	71.2	74.3		

老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成割合をみると（図表2-3-12）、国共済と地共済の分布は、厚生年金と私学共済に比べ、年齢の高い方にシフトしている。

図表2-3-12 老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成 -平成17年度末-



また、老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の平均年齢の推移をみると（図表2-3-13）、各制度とも年々上昇しており、特に女性の伸びが大きい。

図表2-3-13 老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の平均年齢の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	歳	歳	歳	歳	歳
平成					
	○男女計				
11	70.1	70.4	70.6	69.4	72.1
12	70.2	70.8	70.9	69.5	72.8
13	70.3	71.1	71.1	69.5	72.9
14	70.4	71.5	71.3	69.7	73.1
15	70.5	71.8	71.5	69.8	73.2
16	70.7	72.0	71.7	69.9	73.4
17	70.9	72.4	72.0	70.2	73.5
	○男性				
11	70.0	70.3	70.7	68.9	71.2
12	70.0	70.7	71.0	69.0	71.5
13	70.1	71.1	71.1	69.0	71.7
14	70.2	71.4	71.3	69.1	71.8
15	70.3	71.6	71.5	69.1	72.0
16	70.4	71.9	71.7	69.3	72.3
17	70.6	72.3	71.9	69.6	72.4
	○女性				
11	70.2	70.6	70.3	70.1	72.7
12	70.5	71.1	70.7	70.3	73.7
13	70.7	71.5	71.0	70.4	73.8
14	70.9	72.0	71.3	70.6	73.9
15	71.1	72.3	71.6	70.7	74.0
16	71.4	72.7	71.9	70.8	74.2
17	71.7	73.1	72.2	71.2	74.3

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額)

平均年金月額^注(老齢基礎年金分を含む)をみると(図表2-3-14)、地共済が最も高く22.3万円、次いで国共済20.9万円、私学共済20.7万円、厚生年金16.5万円(厚生年金基金代行分も含む)の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、

- ①共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」高くなっていること
- ②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
- ③女性は男性に比べ平均年金月額が低いため、女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること等に留意する必要がある。

図表 2-3-14 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成17年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963	
男性	190,175	214,759	235,091	230,146	58,429	
女性	109,978	179,514	196,242	172,672	48,929	
女(男=100)	57.8	83.6	83.5	75.0	83.7	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	380	420	415	378	322	
男性	421	424	430	391	361	注2 老齢基礎年金平均 年金月額
女性	289	402	384	359	293	
繰上・繰下等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	168,507	222,729	230,671	215,952	57,975	5.8万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。
○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。
○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者(65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、平成13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ(報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始)が始まっている。)を除くと、地共済23.1万円、国共済22.3万円、私学共済21.6万円、厚生年金16.9万円(厚生年金基金代行分も含む)となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均5.8万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると5.3万円(表中「52,963円」)である。

(女性の平均年金月額 —男女間の差が小さい国共済、地共済—)

女性の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)をみると(図表2-3-14)、厚生年金は11.0万円であり男性(19.0万円)の57.8%とほぼ6割弱の水準であるのに対し、国共済は18.0万円であり男性(21.5万円)の83.6%の水準、地共済は19.6万円であり男性(23.5万円)の83.5%の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や1人当たり標準報酬月額の男女間の差が小さいためと考えられる。

(本来支給、特別支給の平均年金月額)

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生(退職共済)年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている(用語解説の図3を参照)。こうした状況を見たのが図表2-3-15である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)は、平成17年度末で厚生年金17.4万円、国共済22.3万円、地共済23.1万円、私学共済22.9万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、62~64歳では、厚生年金が16.3~16.5万円、国共済が20.4~21.1万円、地共済が21.2~21.8万円、私学共済が18.8~19.9万円となっており、本来支給分(老齢基礎年金分を含む)より若干低い水準である。一方、60歳~61歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっているが、これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられており、平成17年度中に60歳、61歳に到達する男性(共済年金は男性と女性)、すなわち17年度末に60歳、61歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることによる。なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢(それぞれ63歳、62歳)に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。

(参考:平成17年度末に62歳、63歳、64歳の者の定額部分の支給開始年齢は、それぞれ62歳、61歳、61歳であり、既に定額部分も含めた年金が支給されている。)

図表2-3-15 老齢・退年相当の平均年金月額(詳細版) -平成17年度末-

(単位:円)

男女合計		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額		131,132	176,827	190,441	172,474
〔基礎年金分を含む〕		[165,083]	[209,025]	[222,659]	[207,494]
新 法 支 給 分	60歳未満	156,701	103,219	136,676	※
	60歳	106,179	125,371	146,222	121,726
	〔基礎年金分を含む〕	[...]	[125,623]	[146,256]	[121,786]
	61歳	107,537	128,542	149,205	123,782
	〔基礎年金分を含む〕	[...]	[128,801]	[149,325]	[123,824]
	62歳	162,930	204,477	211,685	187,506
	〔基礎年金分を含む〕	[...]	[204,661]	[211,801]	[187,567]
	63歳	164,925	210,923	218,432	198,767
	〔基礎年金分を含む〕	[...]	[210,965]	[218,444]	[198,779]
	64歳	164,574	210,918	218,254	199,041
〔基礎年金分を含む〕	[...]	[210,965]	[218,263]	[199,076]	
旧法部分		164,889	202,698	230,957	179,156
			163,399	156,563	143,632
男性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額		154,014	181,603	199,727	192,793
〔基礎年金分を含む〕		[190,175]	[214,759]	[235,091]	[230,146]
新 法 支 給 分	60歳未満	173,026	107,467	162,859	※
	60歳	107,422	128,449	156,737	133,475
	〔基礎年金分を含む〕	[...]	[128,728]	[156,757]	[133,520]
	61歳	109,839	131,339	159,055	134,731
	〔基礎年金分を含む〕	[...]	[131,601]	[159,181]	[134,766]
	62歳	186,955	211,457	226,046	205,656
	〔基礎年金分を含む〕	[...]	[211,641]	[226,169]	[205,717]
	63歳	190,125	217,334	233,525	220,018
	〔基礎年金分を含む〕	[...]	[217,374]	[233,538]	[220,034]
	64歳	190,177	217,049	233,357	220,813
〔基礎年金分を含む〕	[...]	[217,089]	[233,366]	[220,836]	
旧法部分		205,176	210,215	246,918	210,373
			166,284	186,887	156,361
女性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額		80,880	152,244	170,710	141,116
〔基礎年金分を含む〕		[109,978]	[179,514]	[196,242]	[172,672]
新 法 支 給 分	60歳未満	69,942	83,351	104,727	※
	60歳	103,148	109,207	125,541	99,777
	〔基礎年金分を含む〕	[...]	[109,318]	[125,604]	[99,866]
	61歳	101,817	113,574	128,065	100,580
	〔基礎年金分を含む〕	[...]	[113,825]	[128,171]	[100,622]
	62歳	100,269	166,610	181,917	152,410
	〔基礎年金分を含む〕	[...]	[166,781]	[182,018]	[152,460]
	63歳	97,946	174,767	186,471	158,409
	〔基礎年金分を含む〕	[...]	[174,825]	[186,483]	[158,409]
	64歳	96,416	175,266	185,037	158,600
〔基礎年金分を含む〕	[...]	[175,343]	[185,047]	[158,649]	
旧法部分		109,725	173,673	209,018	162,971
			104,855	135,255	135,168

注1 〔 〕内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金額である。なお、60~64歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、
上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者
下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者
についての数値である。

注4 ※は、対象となる人数が極めて少ないため、本表では数値を掲載していない。

図表 2-3-16 平均年金月額の推移 - 老齢・退年相当 -

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
対前年度増減率(%)					
8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	2.5
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	1.7
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	1.4
14	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	1.2
15	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	0.1
16	△ 2.5	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.4	0.5
17	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.9

注 厚生年金の平成8年度以前は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
16	133,374	179,067	192,706	174,090
17	131,132	176,827	190,441	172,474
対前年度増減率(%)				
8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4
14	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.5
15	△ 2.2	△ 2.0	△ 2.1	△ 1.9
16	△ 3.9	△ 3.0	△ 3.0	△ 3.3
17	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.2	△ 0.9

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額の推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると(図表 2-3-16)、被用者年金では、平成17年度の対前年度増減率が、厚生年金0.2%減、国共済0.1%減、地共済0.2%減、私学共済0.2%増となり、私学共済が数年ぶりに増加したほか、他制度の減少も小幅に留まった。平成17年度は、物価スライドによる年金改定がなく、平均年金月額に影響を与えていないことが背景にある。

一方、国民年金の平均年金月額(新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均)は増加を続けており、平成17年度は対前年度0.9%の増加で、52,963円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額でみると、被用者年金では平成8年度以降、平成10年度を除き、総じて減少を続けている。

(平均加入期間 各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸び一)

次に、平均年金月額の動向に影響を与える平均加入期間の動向をみる(図表 2-3-17)。

図表 2-3-17 平均加入期間の推移 - 老齢・退年相当 -

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353	241
8	350	410	405	355	251
9	354	411	407	357	260
10	357	412	408	360	268
11	360	414	408	362	276
12	364	413	410	366	284
13	367	416	410	368	292
14	371	417	411	371	300
15	374	418	413	374	307
16	377	419	414	376	314
17	380	420	415	378	322
対前年度増減差					
8	3	0	0	2	10
9	4	1	2	2	9
10	3	1	1	3	8
11	3	2	0	2	8
12	4	△ 1	2	4	8
13	3	3	0	2	8
14	4	1	1	3	8
15	3	1	2	3	7
16	3	1	1	2	7
17	3	1	1	2	8

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

第2章◆財政状況

平均加入期間は各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は平成7年度以降でみて、平成7年度の241ヶ月から平成17年度の322ヶ月まで、年7～10ヶ月の増加となっている。

この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも、年2～4ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

(平均年金月額額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくる

※給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて徐々に小さくなるように定められている。

- ・ 平成15、16年度の減少については、年金の物価スライドがそれぞれ0.9%、0.3%の引下げであったこと
- ・ 平成8、9、12～14、17年度については、物価スライドによる年金改定がなく、平均年金月額額の増加要因とならなかったこと
- ・ 平成13年度の減少については、13年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、13年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

※平成14、15年度については、当該年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ61歳、62歳となっているが、年度末に60歳の者について定額部分のない年金になっているという状況は13年度と同じであり、平均年金月額額の減少要因となっていない。

- ・ 平成16年度の減少については、16年度中に61歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が62歳に引き上げられており、16年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること（14、15年度の状況とは異なり、61歳の者についても新たに定額部分のない年金になった。）

※平成17年度については、年度末に60歳、61歳の者について定額部分のない年金になっているという状況は16年度と同じであり、平均年金月額額の減少要因となっていない。

4 財政指標の現状及び推移

ここまで財政収支上の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をより的確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来より、制度の成熟度を表す年金扶養比率、総合費用率、独自給付費率、収支状況を表す収支比率、積立状況を表す積立比率の5つの財政指標を作成し、財政状況把握の一助としているところである。また、平成14年度から、年金扶養比率を補完する指標として、年金種別費用率を作成している。

(1) 財政指標の定義及び意味

○年金扶養比率

年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つにつれ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まっていく）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあつては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。